

障サ第 1291 号  
令和5年5月26日

県所管域（指定都市及び中核市を除く。）  
　　{ 指定障害者支援施設  
　　{ 指定障害福祉サービス事業所  
　　{ 指定障害児入所施設  
　　{ 指定障害児通所支援事業所 } 管理者殿

神奈川県福祉子どもみらい局  
福祉部障害サービス課長  
( 公 印 省 略 )

### 障害福祉分野のICT導入モデル事業の募集について（通知）

本県の障がい福祉行政の推進については、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国の令和4年度第二次補正予算（令和5年度への繰越分）に係る障害福祉分野のICT導入モデル事業が実施されることとなりました。

つきましては、次の事業内容等を御確認いただき、補助事業が実施された場合に事業の活用を希望される施設、事業者等におかれましては、期日までに必要事項を回答してください。以前までの補助事業からの変更点がありますので、すべての内容を必ず確認した上で、回答するようにしてください。

なお、県では、令和5年4月20日付け障サ第1069号により、本事業の活用について事前に意向確認をさせていただいております。既に意向確認へご回答いただいた場合及び今後意向確認へご回答いただいた場合は、意向確認への回答をもって本事業への応募とさせていただきますので、ご承知おきください。

#### 1 障害福祉分野のICT導入モデル事業について

##### (1) 対象施設

障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、障害児入所施設又は障害児通所支援事業所

##### (2) 補助割合

国1/2 県1/4 事業者負担1/4

##### (3) 事業内容

障害福祉分野におけるICTの活用により障害福祉サービス事業所等における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進するため、障害福祉サービス事業者等がICTを導入する際の経費を補助する。

##### (4) 補助基準額の上限

1事業所あたり100万円を上限とする。

## 2 応募について

### (1) 回答期日

令和5年5月31日（水）まで

### (2) 回答方法

次により、関係資料を電子メールで提出してください。

<提出資料>

- R5\_ICT\_回答様式\_〇〇 (Excel)  
※〇〇に法人名を記載すること
- 製品のカタログ (PDF)
- 見積書 (PDF)  
→ 複数の業者から徵し、当該見積書を提出すること。また、原則として、最低価格を提示した業者を選定し、その価格を回答様式に記載すること。

<提出先> [shisetsu-koubo@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:shisetsu-koubo@pref.kanagawa.lg.jp)

※メールの題名に「R5\_ICT\_〇〇（法人名）」と記載すること。

### (3) その他要件等

- 国及び県の予算動向等により実施しない場合がありますが、実施した際に選定が必要な場合、本協議に回答のあった施設等を優先します。
- 過去に障害福祉サービス事業者等に対する同様のICT導入支援補助金（「令和3年度障害福祉分野のICT導入モデル事業」等）により補助を受けて同種のICT機器等を購入したことがある障害福祉サービス事業者等は、本事業による補助の対象となりません。
- 締切日までに複数の書類提出が必要になりますので、その事務量及び迅速な処理が必要になることを予め御承知おきください。
- 県が交付決定する前の事業着手（契約等）は認められません。
- 県の実施するICT機器等の導入に係る研修を必ず受講していただきます。（研修の受講が補助要件となります。）
- 補助事業の完了（機器等の導入完了）は令和5年度中を目途としますが、詳細の納期等については回答様式内の導入スケジュールに記載いただいた内容をもとに、個別に相談させていただく場合があります。
- 本事業によりICT機器等を導入した事業者は、実績報告書とは別に、概ね導入3か月後に、客観的かつ定量的な指標に基づいて導入前後を比較の上、導入製品の内容や生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について県に報告していただきます。また、報告内容について自身のホームページ等で公表していただきます。なお、県においても公表情報について、県HPに掲載します。
- 国において採択の可否について査定を行う際、以下の事業者による申請について優先的に採択されます。（県では、その他の視点を踏まえた上で、県としての優先順位を決定します）
  - ① 生産性向上により超過勤務手当等の経費に金銭的剰余が出た場合に

は、当該費用を利用者が受けた障害福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取組に適切に使用することとし、その旨を職員等に周知する旨を申し出た事業所

② 応募時において「福祉・介護職員処遇改善加算」を算定している事業所

- 同一法人が運営する既存事業所において、障害者総合支援法（以下、法）第48条第1項及び児童福祉法（以下、児法）第21条の5の22第1項及びに基づく監査を受け、法第49条第1項及び児法21条の5の23第1項に基づく勧告又は、法第50条第1項及び児法21条の5の24第1項に基づく行政処分を受けた法人は、当該勧告等を受けてから5年間は対象外です。
- 同一法人が運営する既存事業所について、応募の時点で県障害サービス課監査グループをはじめとする行政機関から虐待認定や書面で指導を受けており改善措置が完了していない場合は、補助対象外となります。

問合せ先  
福祉施設グループ 西川  
電話 045-285-0738（直）  
メールアドレス shisetsu-koubo@pref.kanagawa.lg.jp